

大和市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第17号

### 大和市公有財産規則の一部を改正する規則

大和市公有財産規則（昭和45年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第9条」を「－第9条」に、「～第13条」を「－第13条」に、「～第18条の2」を「－第18条の2」に、「～第32条」を「－第32条」に、「～第37条」を「－第38条」に改める。

第2条第3号中「、同規則第9条第2項に規定する課の長及び同規則第16条第3項に規定する水質管理センター」を「及び同規則第9条第2項に規定する課」に改める。

第4条第1項中「市長の」を「必要な」に改める。

第7条を次のように改める。

（契約不適合）

第7条 主管の長及び課長は、取得した財産が契約の内容に適合しないものであるときは、当該契約の相手方に対し、民法（明治29年法律第89号）の規定による履行の追完の請求その他の必要な措置を講じなければならない。

第11条第1項中「により」を「とし」に改め、「次」の次に「の各号」を加え、「よって定めるもの」を「応じ、当該各号に定める額」に改め、同項第1号中「については、近傍」を「近傍」に改め、同項第2号中「については、建築費」を「建築費」に、「。」を「（」に改め、「評定価額」の次に「）」を加え、同項第3号本文中「については、その」を「当該」に、「。」を「（」に改め、「評定価額」の次に「）」を加え、同項第4号中「については、取得価額。」を「取得価額（」に改め、「評定価額」の次に「）」を加え、同項第5号中「については、額面金額。」を「額面金額（」に改め、「発行価額」の次に「）」を加え、同項第6号中「については、出資金額」を「出資金額」に改め、同条第2項中「円」を「1円」に改め、「ときは、」の次に「これを」を加える。

第13条第1号中「あるか」を「あること」に改め、同条第2号中「占拠」を「占拠され、」に、「いないか」を「いないこと」に改め、同条第3号中「いないか」を「いないこと」に改め、同条第4号中「あるか」を「あること」に改め、同条第5号中「の納入を怠っていないか」を「が適正に納入されていること」に改め、同条第6号及び第7号中「いるか」を「いること」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「主管の長及び課長」を「市長及び主管の長」に改め、同項第7号中「主管の長及び課長」を「市長又は主管の長」に改め、同条第2項中「の申出があったときは、財産使用（借受）申請書を提出させなければ」を「を希望する者は、市長又は主管の長に財産使用申請書を提出しなければ」に改め、同条第3項中「主管の長及び課長」を「市長及び主管の長」に、「財産使用（借受）決定通知書」を「財産使用決定通知書」に改める。

第18条中「前条第1項第7号」を「主管の長は、前条第1項第7号に該当するものとして同項」に、「について」を「をしようとするとき」に改める。

第19条第1項中「に掲げる」を「の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条第2項中「とする」を「を貸付期間とすることができる」に改め、同条第3項中「第1項の」を「第1項に規定する」に改め、同項ただし書中「に掲げる」を「の各号に掲げる更新の区分に応じ、当該各号に定める」に改める。

第20条を次のように改める。

（普通財産の貸付手続）

第20条 普通財産を借り受けようとする者（以下「借受希望者」という。）は、市長に財産借受申出書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出を承諾するときは、別途契約書をもって賃貸借契約を締結するものとする。

第21条第1項中「普通財産を借り受けようとする者は、次に掲げる要件を備える連帯保証人を」を「借受希望者は、本市に引き続き1年以上住所を有する者を連帯保証人として」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「普通財産を借り受けようとする者」を「借受希望者」に改める。

第22条第1項中「区分し」を「掲げる区分に応じ」に改める。

第24条中「普通財産を借り受けようとする者」を「借受希望者」に改める。

第27条中「き損した」を「毀損した」に改める。

第28条の見出し中「貸付け」を「賃貸借契約」に改め、同条中「普通財産を貸し付けた場合において」を「市長は」に改め、「もののほか、」の次に「借受人が」を加え、「貸付け」を「賃貸借契約」に改め、同条第2号中「その他貸付条件」を「又は当該賃貸借契約の条件」に改める。

第29条中「貸付が」を「前条の規定により賃貸借契約が」に、「契約」を「当該契約」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「市長が」を加える。

第30条の見出しを「（処分手続）」に改め、同条中「市長の」を「必要な」に改め、同条第4号中「取りこわし」を「取壊し」に改める。

第31条第1項中「市長の」を「必要な」に改める。

第34条第4号中「き損」を「毀損」に改める。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第38条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表様式の名称の欄中「財産使用（借受）申請書」を「財産使用申請書」に、「財産使用（借受）決定通知書」を「財産使用決定通知書」に改め、同表関係条文の欄中「、第18条の2及び第20条」を削り、同表第9号様式の項の次に次のように加える。

第10号様式	財産借受申出書	第18条の2及び第20条
--------	---------	--------------

別表様式番号の欄中「第10号様式」を「第11号様式」に、「第11号様式」を「第12号様式」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(処分等の効力に関する経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の大和市公有財産規則の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の大和市公有財産規則の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。